

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2023. 7. 12**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

保険の見直しのできないある方の証言

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 554 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

:

- ◆ 今週のテーマ

保険の見直しのできないある方の証言

:

加入中の保険を見直せば、
その方にとって、
適切な保障を得ることができます。

また、なりより
保険料の負担が軽くなります。

とはいっても、
「自分には不要な保険に加入しているようだ？」

といった、疑問は持っているけど、
実際に、保険を見直すことが、
できない方もいます。

そこで今回は、
筆者のところに訪れたことのある方の中で、

なぜ、今まで保険が見直せなかったか？

その方々のお話＝証言をもとに、
定期（死亡）保険を例に、
その理由と対応策をまとめました。

お伝えする記事の構成は次のとおりです。

- ・理由の多くはおなじ
- ・理由1：保険金額が分からない
- ・理由2：万が一の時の心配
- ・理由3：義理を欠いてしまう
- ・証言が求めていること

理由の多くはおなじ

保険を見直せない理由には、

その方の健康状態や家計に問題があるなど、
個々に対応すべき、
厄介な理由があることもあります。

しかし、理由の多くは、
証言から、
次の3つにまとめることができます。

順番に見ていきます。

理由1：保険金額が分からない

今必要な保険金額がわからないので、
見直すことができないのです。

少し話が長くなりますが、
順に話をしていきます。

たとえば、定期（死亡）保険は、

その保険の対象者（被保険者）が、
万が一亡くなった時に、死亡保険金を
遺族などが受け取ることができます。

医療保険では、
被保険者が、入院したり手術をしたとき、
入院給付金や手術給付金を
受け取ることができます。

この死亡保険金や入院給付金などは、

加入した保険商品の約款により
保険会社に支払う保険料が定められていて、

万が一の場合は、規定の
保険金額や給付金額を受取ることができます。

ここまでは、保険の大枠の仕組みです。

では、この先は、定期（死亡）保険に絞って、
話しを続けます。

この死亡保険金を契約するとき
保険金額を決めます。

たとえば、夫婦とふたりの子どもがいる
4人家族がいたとします。

夫のAさんは、
主にその家の収入を稼ぐ大黒柱です。

万が一、Aさんが亡くなったら、
定期（死亡）保険金は、

子どもたちが、大学を卒業して、
独立するまでと、
その後、夫婦で生活する期間では、
違います。

また、Aさんが結婚して、
子どもが誕生するまでは、
保険に加入する必要すらないかもしれません。

なぜなら、
私たちは、すべて20歳から国民年金に、
会社員などは厚生年金に加入して
保険料を納付しています。

この年金には、万が一Aさんが亡くなると、
国民年金から、
Aさんの末子が高校を卒業するまで、
遺族基礎年金（※1）を受給できます。

また、厚生年金からは、
Aさん妻に、遺族厚生年金（※2）も受給されます。

（※1）遺族基礎年金の詳細は、日本年金機構 HP
「[遺族基礎年金（受給要件・対象者・年金額）](#)」参照

（※2）遺族厚生年金の詳細は、日本年金機構 HP
「[遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）](#)」参照

そして、これらの遺族年金で保障されないけど、
遺族に必要な金額の保障を、

保障の必要な期間を定めて定期（死亡）保険に、
加入するればいいのです。

これで、今どれだけの死亡保障が必要か、
把握できますので、
見直しも容易にできるようになります。

理由2：万が一の時の心配

今までは、死亡保険金が

1千万円の保険に加入していたのに、

「払い済み終身保険」を提案されて、
保険料の支払いはなくなったけど、

死亡保険金は200万円になるし、
「特約」はすべて解約するので、

心配で、見直すことができない。

また、保険会社の担当者から、
別の保険を進められているので、
見直すことができない。

といわれる方がいます。

その方の万が一の死亡保障が、
公的な遺族年金を考慮して、
200万円でもいいのであれば、

今まで支払ってきた保険料を、
ほかに家計支出に回すか、
旅行費用などに回してもいいと、
筆者は考えます。

理由3：義理を欠いてしまう

現在加入している保険に加入した経緯が、

保険募集人が親せきの人とか、

上記のAさんの場合、
保険会社の担当者から、
新卒で会社に入社した時や
結婚、子どもが誕生したときに、
ささやかなお祝いをもらっているので、

面と向かって保険を解約する話はしづらい。
といったような話を聞くことがあります。

つまり、家計の支出より、
義理を欠く方に重きを置かれる方もいます。

家計の無用な支出より義理の方が大切ならば、
その分の負担は、致し方ないかもしれません。

しかしこのように、
記事にして客観的に表現すれば、
その方の保険を見直す行動も
客観的になれることでしょう。

証言が求めていること

元来、保険商品は、
貯蓄と保障を兼ね備えた金融商品です。

また、万が一のとき、
家計の負担を軽減するために加入します。

たとえば、毎月1万円ずつ20歳から、
40年間保険料を支払えば、
60歳になれば480万円支払ったこととなります。

保険金を2倍にすれば、
単純に、
保険料が2倍になる保険商品もあるでしょう。

長期間にわたり、家計の軽減どころか、
重荷となりかねません。

支払った保険料にどれだけの保障が見込めるか、
ここが、保険商品を見直す本質であり、
証言が、求めていることです。

そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003年 牧野FP事務所を創業。
2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ1100件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、
三重県、首都圏や関西にもリモートで
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます
<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします
E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社
公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
